

奈良県告示第百九十五号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和五年八月二十五日

奈良県知事 山下 真

受胎調節実地指導員の氏名及び指定証番号

前田 美羽（指定証番号 六五七）